

三管区水路通報第 3 5 号

平成 1 7 年 9 月 7 日

第三管区海上保安本部

=====

第 7 2 6 項	本州東岸	常陸那珂港	水路測量
第 7 2 7 項	本州東岸	九十九里浜	灯火視認実験
第 7 2 8 項	東京湾		係船浮標について
第 7 2 9 項	東京湾		灯浮標光達距離等変更
第 7 3 0 項	東京湾	千葉港、外港及び葛南区及び千葉航路	水路測量
第 7 3 1 項	東京湾	千葉港、千葉港第 4 区及び付近	油回収訓練
第 7 3 2 項	京浜港	東京区第 4 区	水路測量等
第 7 3 3 項	京浜港	横浜区第 5 区	灯浮標交換作業

=====

水路通報インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/tuho/index.html> (三管区水路通報を冊子形式で提供します)

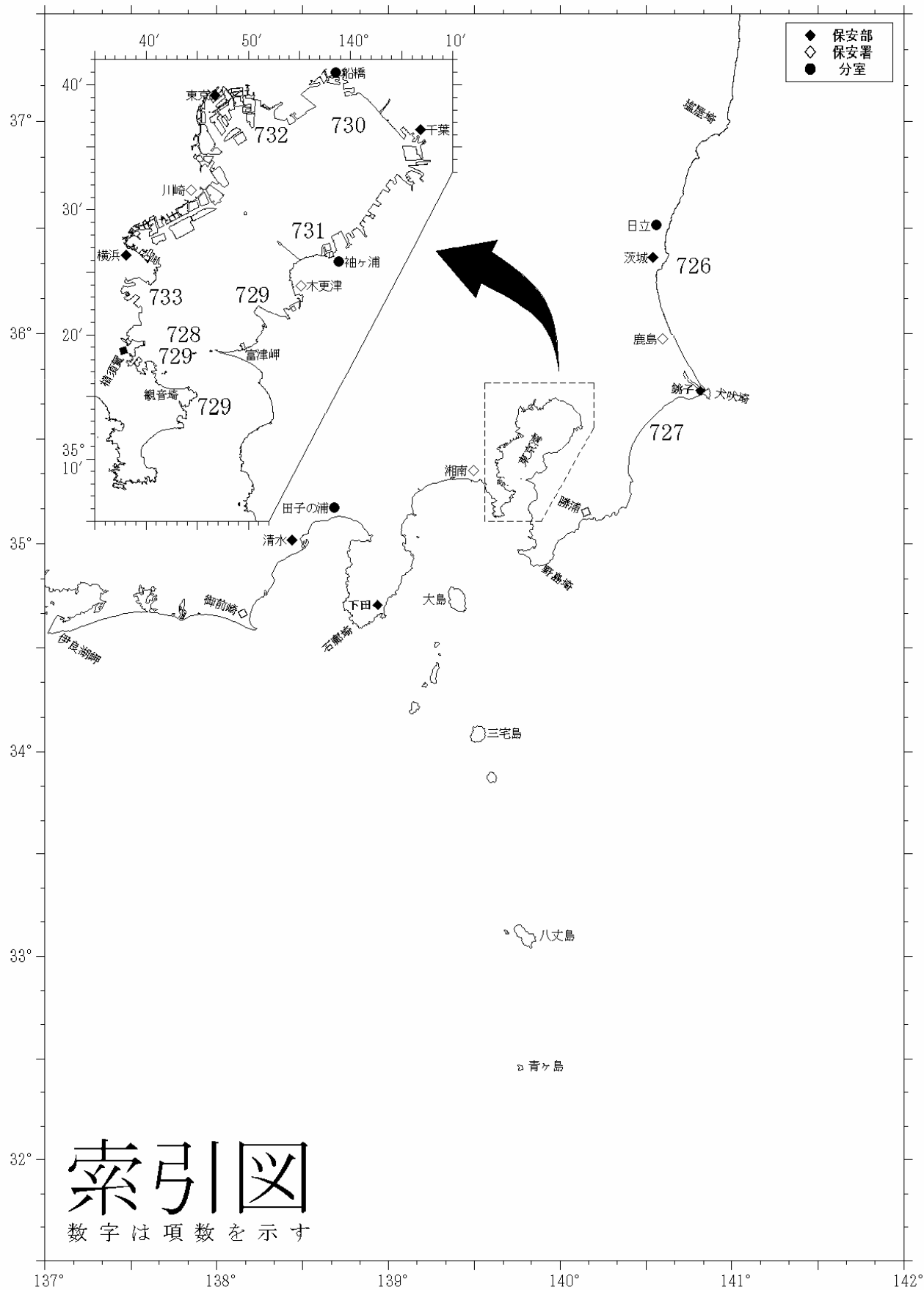
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/tuhouj.html> (全国の水路通報情報を提供します)

三管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第三管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 20 階

TEL 045-211-1118(内線 2515) FAX 045-212-1597 E-Mail zushi3@jodc.go.jp



索引図

数字は項数を示す

17年726項 本州東岸 - 常陸那珂港 水路測量
作業船により水路測量が実施される。
期 間 平成17年9月15日～10月15日までのうち12日間
区 域 36-25-00N 140-37-30E 付近
備 考 作業船には、「白紅白」の燕尾旗が掲揚される。
海 図 W1345
出 所 三本部海洋情報部

17年727項 本州東岸 - 九十九里浜 灯火視認実験
三管区水路通報17年32号668項削除
木戸川河口の導流堤上において、航路標識用灯火の視認実験が実施される。
期 間 平成17年9月8日 1300～2430
平成17年9月9日 1300～2445
位 置 35-34.6N 140-29.7E 付近
備 考 期間中、海上に実験用灯火が漏れる場合がある。
海 図 W87
出 所 海上保安試験研究センター

17年728項 東京湾 - 係船浮標について
三管区水路通報17年33号697項削除
第二海堡北方に係船浮標が設置され、大津湾の係船浮標は撤去された。
(設置)
位 置 35-18-50.9N 139-44-30.1E
(撤去)
位 置 35-16.5N 139-42.6E (概位)
海 図 W1081
出 所 三本部交通部

17年729項 東京湾 - 灯浮標光達距離等変更

下記灯浮標は、現状変更された。

標識名及び位置	(1) 笠島灯浮標 (2020)	35-12.7N 139-44.3E (概位)
	(2) 香山根灯浮標 (2028)	35-14.3N 139-44.7E (概位)
	(3) 横須賀港沖ノ根灯浮標 (2089)	35-20.2N 139-40.9E (概位)
	(4) 木更津港第7号灯浮標 (2317)	35-23.1N 139-50.4E (概位)
	(5) 木更津港第9号灯浮標 (2319)	35-22.8N 139-51.0E (概位)

(灯浮標要目)

光 度	(1)100 カンデラ (旧光度 370 カンデラ)
	(2)40 カンデラ (旧光度 72 カンデラ)
	(3)40 カンデラ (旧光度 26 カンデラ)
	(4)、(5)40 カンデラ (旧光度 (4)25 カンデラ、(5)15 カンデラ)
光達距離	(1)5 海里 (旧光達距離 7.5 海里)
	(2)4 海里 (旧光達距離 4.5 海里)
	(3)4 海里 (旧光達距離 3.5 海里)
	(4)、(5)4 海里 (旧光達距離 (4)3.5 海里、(5)2.5 海里)

海 図 W1081
出 所 三本部交通部

17年730項 東京湾 - 千葉港、外港及び葛南区及び千葉航路 水路測量

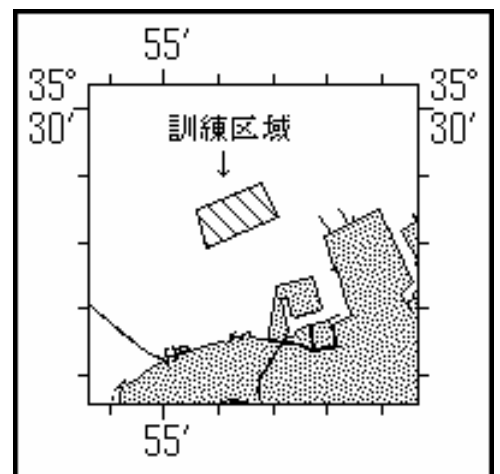
千葉航路、船橋水路等において、作業船により水路測量が実施される。

期 間 平成17年9月15日～10月25日(予備日26日～30日)
区 域 35-40-10N 139-58-56E 付近及び千葉航路、船橋水路内
海 図 W1086 - W1088
出 所 千葉海上保安部

17年731項 東京湾 - 千葉港、千葉区第4区及び付近 油回収訓練

袖ヶ浦水路西方において、作業船により大型油回収システムを使用して油回収訓練が実施される。

期 間 平成17年9月14日 1330～1700
平成17年9月15日 0830～1700
平成17年9月16日 0830～1200
区 域 付図に示す区域
備 考 警戒船が配置される。
海 図 W1087
出 所 千葉海上保安部



17年732項 京浜港 - 東京区第4区 水路測量等

荒川下流域において、調査船による水路測量及び潜水土による水位計設置作業が実施される。

(水路測量)

期 間 平成17年9月16日、26日、10月11日 0800～日没

区 域 35-39.4N 139-50.7E 付近

(設置撤去作業)

期 間 平成17年9月20日、21日 0800～日没(設置)

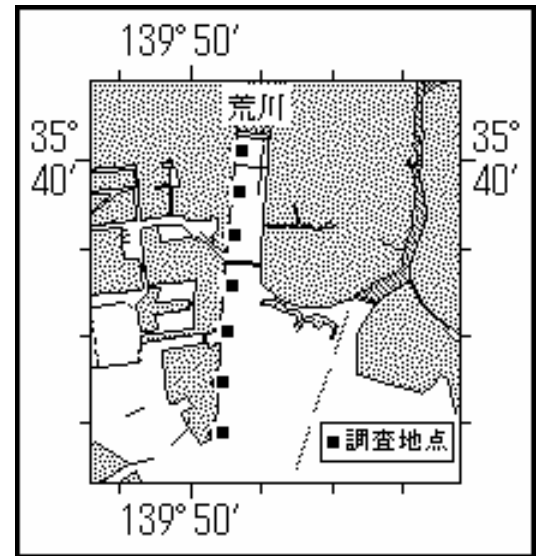
平成17年12月20日、21日 0800～日没(撤去)

位 置 付図に示す7地点

備 考 水位計設置位置は、赤白旗及び黄色塗黄色灯付ブイ
(4秒1閃光)で表示される。

海 図 W1065

出 所 東京海上保安部



17年733項 京浜港 - 横浜区第5区 灯浮標交換作業

設標船「ほくと」(619トン)により、灯浮標の交換作業が実施される。

期 間 平成17年9月20日、21日(予備日22日) 0950～1200

標識名及び位置	(1) 横浜根岸第1号灯浮標(2091)	35-22.9N	139-40.9E(概位)
	(2) 横浜根岸第3号灯浮標(2093)	35-23.2N	139-40.5E(概位)
	(3) 横浜根岸第5号灯浮標(2094)	35-23.9N	139-39.8E(概位)
	(4) 横浜根岸第7号灯浮標(2095)	35-24.2N	139-39.1E(概位)

海 図 W1085

出 所 三本部交通部